議会傍聴アンケート　報告書　NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすく お伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見･ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 議会傍聴での貴重なご意見

9月　7日（月）のアンケート

NO	貴重なご意見･ご提言	ご回答
1	上記※に関して　2026年8/26日～行政全般に関して議会は、請願、陳情以外受け付けないとの事であるが、市民傍聴者にとって窓口の狭小化、行政監視の喪失、請願、陳情によりハードルが高くなり市民の声が届きにくくなる懸念が生じるとともに議員自ら情報収集のアンテナを狭めているとしか受け取れません。市民と議会の距離を遠ざけ、監視機能を弱める後ろ向き姿勢としか見えない。議会傍聴者は議員質問と行政回答を傍聴しており、当然議会/行政関連をアンケート掲載するのは自然と考える。	本回答と同一の趣旨に対する見解につきましては、去る9月末に当議会ホームページ等においても別途公表させていただいておりますが、本件アンケートにつきましても改めて以下のとおりご説明申し上げます。2026年8月分アンケートでご回答しているように、市民の皆様からの傍聴アンケートや各種ご意見等の受付に関し、これまでの運用状況や今後の対応方針について、議会広報広聴委員会で協議を行った結果、令和8年9月4日に「矢板市議会傍聴者アンケート等実施要領」を策定いたしました。これにより、今後は議会運営や議会だよりに関するご意見をアンケートの対象とし、執行部所管事項に関するご意見につきましては、「請願･陳情制度」や「市民との意見交換会」等の制度をご利用いただくことといたしました。これは市民のお声を軽視するものではなく、それぞれの内容に応じた本来の適切な公式窓口へご案内するための見直しでございます。

2026年10月15日
上記のとおり、報告いたします。

矢板市議会議長　宮本　荘山

議会傍聴アンケート　報告書　NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすくお伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 議会傍聴での貴重なご意見

9月　8日（火）のアンケート

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
1	矢板市議会会議録が、9月８日時点R8年3月第408回定例会議までしか確認できていない。せめて9月定例会が始まっているのであるから6月定例会までは、掲載頂きたい。	ご意見ありがとうございます。 会議録が出来るだけ早く掲載されることは大切な事だと思います。 作成には、一定の時間が必要かと思いますが、いただいたご意見は、出来るだけ早くご覧いただけるよう、伝えて参ります。
2	5の※市の行政全般意見は、担当課に直接問い合わせ下さい。これでは、行政監視放棄、市民窓口放棄であり二元代表制の議会としての機能放棄では？即刻元に戻すべき！説明責任ありでは！	本回答と同一の趣旨に対する見解につきましては、去る9月末に当議会ホームページ等においても別途公表させていただいておりますが、本件アンケートにつきましても改めて以下のとおりご説明申し上げます。2026年8月分アンケートでご回答しているように、市民の皆様からの傍聴アンケートや各種ご意見等の受付に関し、これまでの運用状況や今後の対応方針について、議会広報広聴委員会で協議を行った結果、令和8年9月４日に「矢板市議会傍聴者アンケート等実施要領」を策定いたしました。これにより、今後は議会運営や議会だよりに関するご意見をアンケートの対象とし、執行部所管事項に関するご意見につきましては、「請願・陳情制度」や「市民との意見交換会」等の制度をご利用いただくことといたしました。これは市民のお声を軽視するものではなく、それぞれの内容に応じた本来の適切な公式窓口へご案内するための見直しでございます。
3	ご意見欄、変わったのですね。傍聴した感想を設けていただきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。

2026年10月15日
上記のとおり、報告いたします。

矢板市議会議長　宮本　荘山

議会傍聴アンケート　報告書　NO.1

※頂きました貴重なご意見・ご提言については、できるかぎり原文のままご紹介しておりますが、当報告書を読んでいただく方にもわかりやすく お伝えするため、一部、加筆修正をしております。
※個人や組織などへの誹謗中傷となる可能性のあるご質問・貴重なご意見は、当報告書ではご紹介しておりません。
※議員個人への貴重なご意見・ご提言につきましては、当報告書では掲載しておりませんが、議員全員で回覧、及び当該議員に伝えております。

1. 議会傍聴での貴重なご意見

9月　9日（水）のアンケート

NO	貴重なご意見・ご提言	ご回答
1	「※市の行政全般（執行部）に関するご意見につきましては、担当課に直接お問い合わせくださいますよう、よろしくお願いいたします。」という記載を廃止すべき。 窓口狭小化、行政監視の放棄と考える。住民・市民との大きなカイリ発生する。市民の代表者では？	本回答と同一の趣旨に対する見解につきましては、去る9月末に当議会ホームページ等においても別途公表させていただいておりますが、本件アンケートにつきましても改めて以下のとおりご説明申し上げます。 2026年8月分アンケートでご回答しているように、市民の皆様からの傍聴アンケートや各種ご意見等の受付に関し、これまでの運用状況や今後の対応方針について、議会広報広聴委員会で協議を行った結果、令和8年9月4日に「矢板市議会傍聴者アンケート等実施要領」を策定いたしました。これにより、今後は議会運営や議会だよりに関するご意見をアンケートの対象とし、執行部所管事項に関するご意見につきましては、「請願・陳情制度」や「市民との意見交換会」等の制度をご利用いただくことといたしました。これは市民のお声を軽視するものではなく、それぞれの内容に応じた本来の適切な公式窓口へご案内するための見直しでございます。
2	階下から傍聴席へのルートが判るように目印の表示を御願いします。	貴重なご意見ありがとうございます。 目印を表示いたします。

2026年10月15日
上記のとおり、報告いたします。

矢板市議会議長　宮本　荘山